

市営大苗代団地建替事業について

建築住宅部住宅課

1 目的

老朽化した市営大苗代団地を、高齢者や子育て世代に配慮した住環境へ改善を図る。

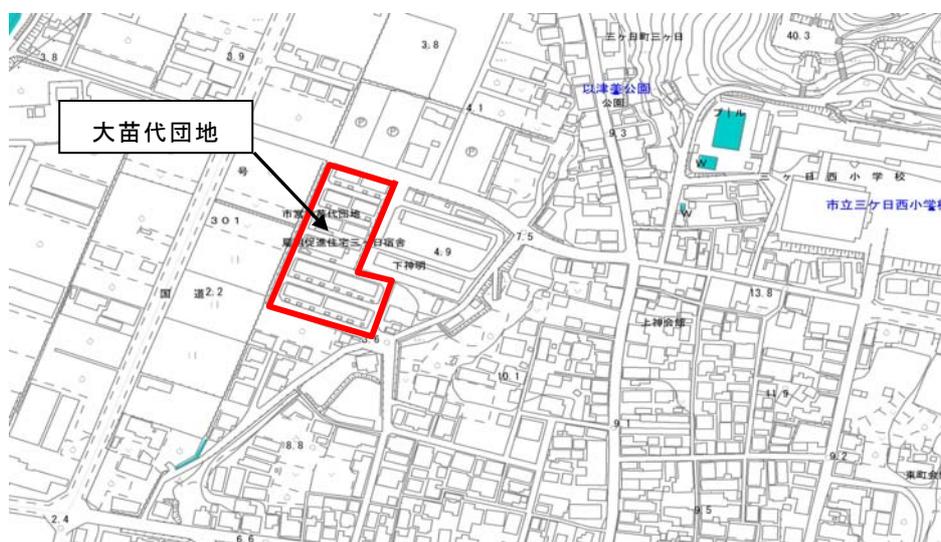
2 事業内容

本事業は、北区三ヶ日地区内に昭和47年～昭和50年に建設された簡易耐火構造2階建ての市営大苗代団地の老朽化に伴い、公共下水道事業の供用開始に併せ、現地建替を行うものである。平成21年度までにI期（1号棟）建設工事を完了した。

平成22年度は、II期工事（2、3号棟）の建築工事を行なう。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
事業計画	基本計画 ●——●	実施設計・地質調査 ●——●	I期（1号棟） ●——	●——	II期（2・3号棟） ●——	●——

3 事業費 240,067千円（財源：国庫108,614千円 市債120,000千円）
（市営住宅建設事業513,481千円の一部）



市営井伊谷団地建替事業について

建築住宅部住宅課

1 目的

老朽化した木造及び簡耐の団地（八王子・四村・奥山）を集約・建替することにより、住環境の改善、管理の効率化を図る。

2 事業内容

市営住宅 3 団地の移設先として、既已取得済みの井伊谷土地区画整理事業施行地域内の市有地に 28 戸建設する。平成 21 年度は実施設計（1 棟分）を行なった。

平成 22 年度は 1 期工事 1 棟分の建築工事を行う。

年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
事業計画	● 地質調査 ●	● 実施設計 ●	● I 期・1 号棟 ●	● II 期・2 号棟 ●

3 事業費

264,030 千円（財源：国庫 119,606 千円 市債 144,400 千円）

（市営住宅建設事業 513,481 千円の一部）



公共建築物緊急耐震化推進事業について

建築住宅部公共建築課

1 目的

東海地震対策として、市民に安全で安心な公共建築物を提供するため、「浜松市公共建築物耐震補強推進計画」に基づき、Is 値 0.7 未満の既存公共建築物について耐震化を実施している。特に教育施設については、耐震化の進捗を図るために、平成 23 年度事業完了予定を 1 年間前倒しし、平成 22 年度に事業を完了する。

2 事業内容

- | | | |
|----------------|------------------|------|
| (1) 耐震補強計画業務 | 舞阪中学校体育館など 12 施設 | 12 棟 |
| (2) 耐震補強実施設計業務 | 浜松市武道館など 7 施設 | 7 棟 |
| (3) 耐震補強工事 | 初生小学校校舎など 6 施設 | 8 棟 |

3 事業費 635,000 千円

(財源：国庫 128,293 千円 県 70,467 千円 市債 288,600 千円)

【参考】

平成 22 年度事業完了の耐震補強工事は、文部科学省が定める耐震判定基準による数値 (Is 値 0.7 以上) を満たさない教育施設が対象。

公共建築物ユニバーサルデザイン推進事業について

建築住宅部公共建築課

1 目的

公共建築物のユニバーサルデザイン化を図るため、既存の公共建築物の改修を行い、すべての人が暮らしやすい自立型の社会を構築する。既存の公共建築物について、「浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン指針」等に基づき、施設用途ごとの改修内容や優先順位を定める「ユニバーサルデザイン化推進計画」を策定し、段階的かつ計画的にユニバーサルデザイン化工事を実施していく。

また、施設管理者等を対象とした講習会の開催により意識啓発を図るとともに、市民を対象としたユニバーサルデザイン認知度調査の実施により、理解度等の把握に努めている。

2 事業内容

(1) 既存公共建築物のユニバーサルデザイン化に関する工事

公民館・サービスセンター等の施設外部から受付までの整備

(2) 公共建築物ユニバーサルデザイン指針の見直し

指針について時代の変化に合わせて定期的な見直し

(3) ユニバーサルデザイン認知度調査の実施

公共施設においてアンケート調査を実施

3 事業費

35,333千円

天竜区役所建設事業について

天竜区役所総務企画課
(天竜区役所区振興課)

1 目的

天竜区役所の庁舎は、昭和45年（築後38年経過）に建設されており、耐震性が低く防災の拠点としての役目を果たせないため、地震対策として庁舎を整備するもの。

2 事業内容

- ・天竜消防署の事務室と同一棟による一体整備とし、現在地に庁舎を建設
- ・デザインビルド方式（設計施工一括発注）による施工
- ・構造 木造一部鉄筋コンクリート造 2階建（免震構造）
- ・延床面積 1,755 m²（区役所部分）

3 事業費 561,457千円（市債 504,400千円）

庁舎建設工事、機械設備移設等関連工事、その他引越し等に要する経費など

庁舎建設工事総額

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	計
デザインビルド(設計施工一括)	59,000	531,000	590,000

4 スケジュール

- ・区役所解体工事 平成20年12月～平成21年7月
- ・区役所建設工事 平成21年6月～平成23年12月
- ・供用開始 平成23年3月

※位置図



現在、区役所業務は近接する区役所別館、南館及び天竜保健福祉センターで実施

(新規) 地域力向上事業について

各区役所総務企画課
(各区役所区振興課)

1 事業目的

市民協働の理念のもと、地域課題の解決により地域力を向上し、住みよい地域社会を実現するため、がんばる地域応援事業を再編し、市民提案やアイデア等を基に実施する「地域力向上事業」を創設する。

2 事業費 128,300千円

- ・ 総事業費を均等割 50%、面積割 20%、人口割 20%、平成 20 年度がんばる地域応援事業応募件数割 10%に分配し、各区へ比率配分する。
- ・ 区配分額の上限は 25,000 千円、下限は 16,000 千円に設定する。

(単位：千円)

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	合計
助成事業	4,700	4,000	4,000	4,000	5,200	4,000	6,300	32,200
区企画事業	14,000	12,000	12,000	12,000	15,400	12,000	18,700	96,100
合計	18,700	16,000	16,000	16,000	20,600	16,000	25,000	128,300

3 制度の概要

(1) 制度の概要

- 市民協働の理念のもと、地域課題の解決により地域力を向上し、住みよい地域社会を実現することを目的に、市民提案やアイデア等を基に事業を執行する。
- 地域力向上事業は「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」及び「地域課題を解決する区企画事業」の2つの事業で構成する。
- 全ての事業について、区協議会にて協議し、区協議会の意見を踏まえ事業を実施する。
- 区（区行政推進会議）で1次評価、区協議会で2次評価を実施する。

(2) 事業の構成

- 市民提案による住みよい地域づくり助成事業
 - ・ 市民等からの、公益性のある地域づくり事業提案に対し助成する。
 - ・ 3人以上のグループ及び団体を対象とする。
 - ・ 補助率 1/2 以内、限度額 200 万円以内とする。
 - ・ 1つの提案は1区にのみ可能とする。
- 地域課題を解決する区企画事業
 - ・ 地域課題の解決、地域資源の活用等について、市民からの提案やアイデア等をもとに、市民協働の観点を取り入れ、区が企画、実施する。

天竜消防署建設事業について

消防局消防総務課

1 目的

老朽化した天竜消防署を区役所の解体・新築に伴い、合同庁舎として新たに建設し、北遠地域の防災拠点として消防防災体制の充実強化を図るもの。

2 事業内容

(1) 整備概要

- ・合同庁舎、車庫棟及び生活棟の建設
- ・配置人員 職員56人
- ・平成23年3月に供用開始

(2) 建築規模 延べ床面積 1,860 m²

- ・事務室 木造 2階建 583 m² (合同庁舎)
- ・車庫棟 鉄骨造 平屋建 324 m²
- ・生活棟 鉄骨造 2階建 777 m² (仮眠室等)
- ・雑庫棟 鉄骨造 平屋建 176 m²

(3) 事業計画

- | | |
|-----------|------------------------|
| 平成20年度 | 解体工事設計、地質調査 |
| 平成21・22年度 | 基本・実施設計、区役所棟建設工事(事務室等) |
| 平成21・22年度 | 消防車庫・生活棟等建設工事 |
| 平成23年度 | 既設消防署解体工事、雑庫棟建設・外構等工事 |

3 事業費 413,200千円(市債370,500千円)

消防指令管制システムの再構築事業について

消防局情報指令課

1 目的

現在の消防指令管制システム（以下「システム」という。）は平成15年3月から運用を開始し、消防指令センターの中核機能として、迅速・的確な119番通報の処理、部隊運用などを担っている。

こうした状況のもと、機器の劣化、通信方式の変更等による機能低下、動作停止を防ぐため、システムを再構築するもの。

2 事業内容

（1）運用開始 平成24年3月

現在のシステムの中核を担う車両動態位置管理装置（部隊編成、運用を担う装置）で使用しているNTTドコモのサービス DoPa が平成24年3月31日で終了するため。

（2）次期システム

消防の広域化に対応するため、ハードウェアの増設、ソフトウェアの追加、修正を可能とする拡張性を持たせるものとする。更に、消防救急無線デジタル化等の高度情報化への対応を図る。

（3）スケジュール

平成21年度	事業計画の作成
平成22年度	基本・実施設計
平成23年度	工事
	運用開始（平成24年3月）

3 事業費 12,600千円（市債11,900千円）

指令管制システム・消防情報基盤整備事業 288,995千円の一部

(新規) 小学校 1 年生 35 人学級編制事業について

学校教育部教育総務課

学校施設課

教職員課

1 目的

児童・生徒一人ひとりにしっかりと目を向けられる、子どもにとってよりよい教育環境を創造するため、35 人学級編制事業を実施する。(ビジョン 2 2 登載事業)

2 事業内容

小学校の 1 年生を対象に 35 人学級編制を行う。

【適用条件】

40 人学級編制基準を適用すると、1 クラス平均が 35 人を超える場合に 35 人学級編制を行う。

35 人学級編制を実施すると、1 クラス平均が 26 人を下回る場合には 35 人学級編制を行わない。

の場合でも、35 人学級編制を「する」「しない」については、学校長裁量で選択ができる。

【講師配置】

35 人学級編制(少人数学級)による学級増に伴い、講師を配置する。

35 人学級を編制しない、施設的な課題で学級増ができない学校については、少人数指導の充実のため講師を配置する。

3 事業費 93,140 千円

学校建設事業について

学校教育部学校施設課

1 目的

児童・生徒・園児の安全を確保するとともに、子どもたちに良好な学習環境を提供するため、市立小中学校及び幼稚園などについて、老朽化や児童・生徒・園児数等を勘案し、計画的に建設を進める。

22年度は、市長マニフェスト“教育施設の耐震化100%”を着実に遂行するため、老朽化した教育施設の改築を進めるとともに、教育環境向上のため、学校規模適正化を推進する。

2 事業内容

(単位:千円)

事業名(箇所)	事業費	事業内容等
1 小学校建設事業	465,751	
積志小学校	464,926	プール改築、グラウンド整備、旧校舎解体
事務費	825	
2 小学校規模適正化事業	1,361,342	
五島・遠州浜統合小学校	1,352,291	校舎等建設(21～22年度)
その他経費	9,051	
3 中学校建設事業	69,955	
北部中学校	69,549	校舎改築実施設計
事務費	406	
4 中学校規模適正化事業	58,209	
引佐北部小中一貫校	58,209	校舎増築実施設計、グラウンド用地取得
5 幼稚園規模適正化事業	119,421	
五島幼稚園	101,240	園舎建設(21～22年度)
内野地区幼稚園	18,158	開園に伴う整備
事務費	23	
合 計	2,074,678	

教育指導支援員配置事業について

学校教育部教職員課
指導課

1 目的

子ども一人ひとりにきめ細かな指導・支援を実施し、学校生活への円滑な適応を図るため、平成11年度から教育指導支援員等を配置してきた。平成22年度は、発達支援教育指導員、キッズサポーター及び外国人児童生徒就学サポーター・支援員をこれまで以上に充実させて配置する。

2 事業内容

事業名 / 支援員名		内 容	事業費 (千円)	配置数 (人)
1 発達支援教育指導員等配置事業（教職員課）				
小学校	スクールヘルパー	発達学級又は通常学級に在籍する学習上困難を示す児童に対し、日常生活の指導・補助を行う。	36,580	59
	発達支援教育指導員	通常学級に在籍する発達障害の児童に対し、取り出し指導を行う。22年度から新規で8校に配置。	27,200	34
中学校	スクールヘルパー	発達学級又は通常学級に在籍する学習上困難を示す生徒に対し、日常生活の指導・補助を行う。	8,680	14
	発達支援教育指導員	通常学級に在籍する発達障害の生徒に対し、取り出し指導を行う。22年度から新規で2校に配置。	10,400	13
2 学校教育指導支援員配置事業（教職員課）				
小学校	学校図書館補助員	学校図書を効率的に整理・整頓し、図書情報を提供する。	41,261	107
	小学校学習支援員	チームティーチングを行い、基礎学力の定着及び学力向上を図る。複式学級等指導支援員配置校を除き全小学校に配置。	83,800	109
	複式学級等指導支援員	教科指導を行い、複式学級の教育の充実を図る。	15,400	14
	小学校指導支援員	指導上の諸問題により緊急対応を要する学校において、問題の早期解決の支援・学校環境の確保を行う。	2,288	2
中学校	学校図書館補助員	学校図書を効率的に整理・整頓し、図書情報を提供する。	18,221	48
	養護教諭補助員	養護教諭の業務を補佐し、不登校などが原因で保健室登校する子どもの生活・学習指導を行う。	8,000	10
	中学校指導支援員	生徒指導上の諸問題により緊急対応を要する学校において、問題の早期解決の支援・学校環境の確保を行う。	6,864	6
幼稚園	キッズサポーター	多人数学級： 3歳児の26人以上の学級、4・5歳児の31人以上の学級に配置。 障害児在籍： 心身に障がいがある園児が在籍する園に配置。増員10人分は緊急雇用創出事業交付金活用。 複式学級： 複式学級における教育の充実を図るため配置。 預かり保育： 預かり保育実施園における教育の充実を図るため配置。22年度新規実施園の白脇幼稚園に配置。	90,947	138
3 外国人子ども教育支援推進事業（指導課）				
小中	外国人児童生徒就学サポーター・外国人児童生徒就学支援員	外国人児童生徒が多く在籍する小・中学校に母国語を話せるサポーター・支援員を派遣・配置。	72,380	54
中	指導補助者	外国人児童生徒が多く在籍する中学校に日本語指導、教科学習支援を行う指導補助者を派遣。	8,400	10
4 理科支援員等配置事業（指導課）				
小	理科支援員	小学校5・6年生の理科授業（観察・実験活動）の充実を図る。	24,917	37
小 計			455,338	655
5 小1・小2学級支援員（県費）				
小	小1・小2学級支援員	小学校1・2年生にきめ細やかな指導を行い、義務教育へのスムーズな適応を図る。（県費）	-	131
合 計			455,338	786

(新規) はままつ人づくり教育推進事業について

学校教育部指導課

1 目的

園・学校が「心の耕し」を軸に教育活動を進めるとともに、家庭・地域における具体的な取組を提案し、地域と一体となって実践活動を展開していく。こうした取組を通して、浜松の未来の宝である子どもたちを、地域力を結集して、豊かな心を持つ未来の浜松を担う人材に育てていく。

2 事業内容

平成21～35年度の15年間の計画として、はままつの人づくりを「心の耕し」を軸に推進する。

(1) 道徳教育懇話会「はままつ人づくり きょういくネット」の開催(年3回)

ア 幼児教育有識者1人、道徳教育有識者1人、発達心理有識者1人、市民代表3人、市内の幼稚園長・小中学校長の代表者10人及び保護者代表6人の計22人で構成(他、事務局9人)。

イ 「心の耕し」を軸に「はままつの人づくり」の方向の協議、人づくり推進園・校への指導助言を行う。

(2) マナー読本等の啓発資料の作成

子どもの発達の段階に即した人づくり推進のための資料。日本語版、ポルトガル語版を作成し、市立全小中学校の児童生徒、教師等に配布する。

(3) 人づくり推進園・校指定事業

各園・学校が「心の耕し」を核とした教育活動を推進するために、園・校長の裁量で執行できる予算を配当し、支援する。

ア 「心の耕し」にかかわる教育活動に、体験活動、校外学習、地域人材の活用を取り入れ、より豊かな活動とする。

イ 学校だよりの発行・配付、講演会の開催等の啓発活動

ウ 家庭・地域が一体となって取り組む地域実践活動

3 事業費 18,000千円

(新規)派遣型支援教室「まなぶん」の開設について

学校教育部指導課

1 目的

外国人児童生徒向け日本語教室「はまっこ」(8会場9教室・週2回・2時間)への通級が難しい学校に支援者を派遣して日本語支援を行うことにより、居住地区による支援の格差を是正する。

また、生活場面を想定する初期日本語支援に加えて、学習場面での日本語活用力の向上を目指す指導や放課後の補充学習支援を試行的に実施し、よりよい外国人児童生徒支援の方策を探る。

2 事業内容

市内を東西に二分割してそれぞれに拠点(東教室・西教室)を置き、支援が必要な小中学校に期間を設定して指導者(非バイリンガル)を派遣する。派遣先は、日本語教室「はまっこ」がない地域を中心とする。

(1) 初期日本語指導

内 容：授業中の取り出し支援による、基本会話などの初期日本語指導

学校数：16校(各チーム2校×4チーム×2拠点)

対象者：160人(1校10人×8校×2拠点)

指導者：日本語教師等

(2) 授業への橋渡し指導

内 容：授業中の取り出し支援による、授業場面を意識した日本語指導(橋渡し指導)

学校数：6校(各チーム1校×3チーム×2拠点)

対象者：60人(1校10人×3校×2拠点)

指導者：日本語教師等または教員免許所持者

(3) 放課後学習支援

内 容：放課後の補充学習や宿題支援などの学習支援

学校数：8校(各チーム2校×2チーム×2拠点)

対象者：40人(1校5人×4校×2拠点)

指導者：ボランティア

3 事業費 7,594千円(外国人子ども教育支援推進事業103,189千円の一部)

(新規) 帰国・外国人児童生徒受入促進事業について

学校教育部指導課

1 事業概要

- ・ 外国人の子どもが集住する地域における公立学校への受入態勢の整備を推進するための先進的取組の実施及びその事例やノウハウの普及を図る。
- ・ 平成 19 年度開始。21 年度までは、国から県への委嘱事業として、県が予算措置。
- ・ 平成 22 年度からは、国の補助事業として、市が予算措置（国庫補助率 1/3）。

2 事業内容

(1) バイリンガル相談員の配置（1 人）

教育相談支援センターに配置し、就学ガイダンス及び学校訪問等を行う。

(2) バイリンガル協力員の配置（1 人）

教育相談支援センターに配置し、通訳及び相談員や指導補助者の派遣調整等を行う。

(3) バイリンガル就学サポーターの派遣（40 人・55 校 H21 まで市単独事業として実施）

外国人児童生徒が多く在籍している小中学校へバイリンガルのサポーターを派遣し、授業の通訳や学年だよりの翻訳を行う。

(4) 指導補助者の派遣（10 人・10 校）

外国人生徒が多く在籍している中学校へ指導補助者を派遣し、日本語指導、教科学習支援を行う。

(5) バイリンガル就学促進員による通訳（5 人）

教育相談支援センターで対応できない言語を補完するための経費。主に中国語、タガログ語、ヴェトナム語のバイリンガル者に依頼し、就学ガイダンス、入学準備ガイダンスの通訳や、学校入学時の初期適応のための通訳を行う。

(6) 浜松市外国人子ども支援協議会の開催（年 3 回開催・委員 14 人）

外国人児童生徒の現状把握及び必要な教育支援についての議論、意見交換等。

(7) 外国人のための小学校入学準備ガイダンスの開催（年 2 回開催）

郊外の大型ショッピングセンター等で、外国人保護者のための小学校入学準備ガイダンスを開催。

- ## 3 事業費 48,000 千円（外国人子ども教育支援推進事業 103,189 千円の一部） （財源：国庫 16,000 千円）

生きた英語力育成事業について

学校教育部指導課

1 目的

英語を通して生徒の言語や外国の文化に対する理解を深めるとともに、英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、外国語指導助手（ALT）を活用した小学校外国語活動及び英語科の授業を実施する。

2 小学校外国語活動時数の増加に伴う ALT の増員

- 平成 20 年 3 月の小学校学習指導要領の改訂に伴い、平成 23 年度から小学校 5・6 年で週 1 コマ（= 年 35 時間）外国語活動を実施することとなった。
- 浜松市は移行措置期間において、平成 21 年度から 1 クラスあたり年間 12 時間の小学校外国語活動を実施し、このうち約 3 分の 1 にあたる 4 時間を ALT による授業としている。
- 平成 22 年度は小学校外国語活動時数を 24 時間に増やし、このうち約 3 分の 1 にあたる 8 時間を ALT による授業とするため、ALT を 3 人増員する。

3 授業時数及び ALT 配置人数

区 分		単 位	22年度	21年度	比較
小学校	外国語授業時数 A	時間	24	12	12
	ALT授業時数 $A \times 1/3$	時間	8	4	4
中学校	英語授業時数 B	時間	105	105	0
	ALT授業時数 $B \times 1/3$	時間	35	35	0
ALT人数（小・中学校配置分）		人	41	38	3

4 事業費 153,893千円

(新規) 武道・ダンス地域連携指導実践事業について

学校教育部指導課

1 目的

- ・ 中学校の体育授業において、現在「武道」及び「ダンス」は選択科目となっている。学習指導要領の改訂に伴い、平成 24 年度から中学校 1・2 年生において男女ともに「武道」及び「ダンス」が必修化となる。
- ・ 武道は柔道、剣道のどちらかの種目を選択。ダンスは、創作ダンス、フォークダンス、現代的なリズムダンスの中から 1 つの種目を選択。
(学年ごとに 1 つの種目を選択し、1 年間は同じ種目を継続する)
- ・ 中学校で新たに必修となる武道・ダンスの円滑な実施のため、地域の指導者、団体等の協力を通じて、体育教師の指導力の向上等、必修化に向けた充実を図る。

2 事業概要

- ・ 文部科学省の委託事業 (10/10)。
- ・ 平成 21 年度から 23 年度までの 3 か年事業 (平成 21 年度は 9 月補正により実施)。

3 事業内容

(1) 実践拠点校、実践校の指定

(単位：校)

		柔道	剣道	ダンス	計
21～23 年度 3 か年計画	実践拠点校	6	6	3	15
	実践校	23	19	3	45
	計	29	25	6	60
うち 22 年度	実践拠点校	2	2	1	5
	実践校	8	7	1	16
	計	10	9	2	21

実践拠点校、実践校へ外部指導者を派遣。

- ・ 外部指導者は柔道 5 名、剣道 4 名、ダンス 1 名の計 10 名。
- ・ 指導者 1 人あたり 2 校を担当し、1 校あたり年間 10 時間程度の指導を行う。

実践拠点校は、体育担当教師が外部指導者と連携し指導方法についての研究を行う。

(2) 外部指導研修会等の開催

4 事業費 9,952 千円 (財源：国委託金 10/10)